

## 第4章

## 第6期糸島市障害福祉計画・第2期糸島市障害児福祉計画の評価と課題

## ■前計画の達成状況について

前計画である第6期糸島市障害福祉計画・第2期糸島市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）に係る各施策とその成果目標の達成状況の評価については、次のとおりです。

## 1. 施設入所者の地域生活への移行

成果目標等	基準	目標	実績	活動指標等
	2020年度 (R2年度)	2023年度 (R5年度)	2022年度 (R4年度)	
① 地域生活移行者数	13人	9人	4人	令和元年度末施設入所者数の6.6%以上
② 施設入所者の削減数	1人	0人	1人	令和元年度末施設入所者数の0.0%以上

※施設入所者の削減数の目標は、令和2年9月30日時点で入所待機者が41人のため0人

※令和4年度末施設入所者数は、134人

## 【評価】

施設入所者の地域生活への移行については、グループホーム施設数の増加等に伴い、4人の移行という結果となりました。

施設入所者数については、1人減となりました。グループホーム施設数は令和2年度に比べ8事業所増加していますが、重度の障がいのある人に対応できるところが少ないため課題となっています。

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム\*の構築

成果目標等	基準	目標	実績	活動指標等
	2020年度 (R2年度)	2023年度 (R5年度)	2022年度 (R4年度)	
① 精神障がいがある人の自立生活援助利用者数	—	4人	0人	
② 精神障がいがある人の共同生活援助利用者数	—	78人	51人	
③ 精神障がいがある人の地域移行支援利用者数	—	6人	0人	
④ 精神障がいがある人の地域定着支援利用者数	—	6人	0人	
⑤ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催	—	2回	4回	

## 【評価】

精神障がいがある人の地域生活への移行については、新型コロナウイルス感染拡大の影響のほか、精神障がいがある人や家族にとって、長期入院などから環境が変わることへの不安が考えられ、進んでいない状況です。

福祉に関するアンケート調査結果によれば、精神障がいがある人のうち、共同生活援助（グループホーム）を希望する人は14.3%となっており、自宅での家族との生活等を望む人が多いことも、共同生活援助利用者数が目標に至っていない要因となっていることがうかがえます。

保健、医療及び福祉関係者による協議については、自立支援協議会精神専門部会にて精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る関係者会議を進めており、今後は精神保健福祉業務を担う人材の育成等の課題に応じた取組を具体化する必要があります。

## 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標等	基準	目標	実績	活動指標等
	2020年度 (R2年度)	2023年度 (R5年度)	2022年度 (R4年度)	
① 地域生活支援拠点等数	機能ごとに 1箇所	機能ごとに 1箇所	機能ごとに 1箇所	面的整備型
② 運用状況の検証および検討回数	—	1回/年	1回/年	

## 【評価】

地域生活支援拠点等は、障がいのある人等が地域で安心して暮らし続けることができるよう、緊急時の迅速な相談支援の実施や、施設または親元からの自立等に向けた生活の場への移行を円滑に行うために支援をするものです。

地域生活支援拠点等の機能強化を図るためには、面的整備型だけでなく、グループホーム等の機能が付加した多機能拠点整備型等、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。

また、自立支援協議会を中心に地域課題の整理や取組方法の検討等を行い、地域の社会資源を活かした支援体制の構築が必要です。

4. 福祉施設から一般就労<sup>※</sup>への移行等

成果目標等	基準	目標	実績	活動指標等
	2020年度 (R2年度)	2023年度 (R5年度)	2022年度 (R4年度)	
① 一般就労移行者数	5人	18人	6人	令和元年度末14人 (就労移行支援8人、 就労A型4人、就労 B型2人)の1.27倍
② 就労定着支援事業 利用者数	18人	13人	22人	一般就労者のうち、 就労定着支援事業利 用者が7割以上の人数
③ 就労定着率8割以 上の就労定着支援事業 所数	—	1事業所	1事業所	市内1事業所

## 【評価】

一般就労移行者数は、令和4年度末現在、6人となっており障害福祉サービスから一般就労への移行については、課題があります。福祉から一般就労という流れを推進するためには、地域での就労移行支援事業所の開設を促進するなど、就労準備段階から就労定着支援までを継続的に支援する仕組みづくりが必要です。

## 5. 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

成果目標等	基準	目標	実績	活動指標等
	2020年度 (R2年度)	2023年度 (R5年度)	2022年度 (R4年度)	
① 児童発達支援センター数	0か所	1か所	0か所	市内に少なくとも 1か所
② 保育所等訪問支援事業所数	0か所	1か所	0か所	
③ 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所	2か所	市内に少なくとも 1か所
④ 主に重症心身障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所	2か所	市内に少なくとも 1か所
⑤ 医療的ケアを必要とする児童支援の協議の場の設置	0か所	1か所	0か所	
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーター*の配置	—	1名	1名	

## 【評価】

障がいのある児童の支援については、重度心身障がいのある児童を支援する事業所数および医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の目標を達成しました。

令和5年度からは、医療的ケアを必要とする児童に対する支援に関する協議を開始しました。しかし、医療的ケアを必要とする児童や発達障がいのある児童等が増加する中で、障がいのある児童へのニーズは増大しており、児童発達支援センターによる専門的な支援・助言等の必要性が高まっています。

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

成果目標等	基準	目標	実績	活動指標等
	2020年度 (R2年度)	2023年度 (R5年度)	2022年度 (R4年度)	
① 総合的・専門的な相談支援の実施	—	有	有	4か所の障がい者相談支援センターにて実施
② 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	—	各事業所 1回	随時	障がい者相談支援センターの質疑等に地域福祉課において、随時対応
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	6回	6回	自立支援協議会相談支援専門部会にて実施
④ 地域の相談機関との連携強化取組の実施回数	—	6回	6回	自立支援協議会運営委員会にて事例検討実施

## 【評価】

総合的な相談支援については、各障がい者相談支援センターで実施しています。相談内容によっては、総合的な対応が難しい場合があり、事例検討会等を通じ、各相談機関が連携し、支援を行っています。

専門的な指導・助言については、2年に1回の事業所指導監査の他に、地域福祉課への問い合わせにより対応しています。また、相談対応向上のため、年6回、自立支援協議会相談支援専門部会を開催し、相談対応事例検証や精神科医の助言を行っています。

令和6年4月から、市町村において障がい者相談支援センターを後方支援する「基幹相談支援センター」の設置が努力義務となります。本市においても障がいのある人等やその家族が抱える課題に総合的・専門的に対応していくためには、「基幹相談支援センター」の設置が急務です。

## 7. 障害福祉サービス等の質の向上

成果目標等	基準	目標	実績	活動指標等
	2020年度 (R2年度)	2023年度 (R5年度)	2022年度 (R4年度)	
① 障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	—	5人	5人	
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	—	有	有	国保連合会*からの審査結果を利用
③ 指導監査結果の共有	—	1回	1回	本市が指定している事業所 (2年に1回)
④ 地域の相談機関との連携強化取組の実施回数	—	6回	6回	自立支援協議会運営委員会にて実施

## 【評価】

障害福祉サービス等の研修については、資質向上のため継続して参加しています。特に、異動してきた職員は、1年目に研修を受講するようにしています。

障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有については、毎月の国保連合会による1次審査後の審査結果を基に、2次審査を実施し、請求内容の精査を実施しています。

本市で指定している相談支援事業所については、国の基準に基づき、適正な計画相談が実施されているかの指導・監査をしています。

障害福祉に係る制度については、3年に1回の制度改正が行われており、市町村に求められる役割も増大しています。そのため、業務に関連する研修については、経験年数等に応じ、計画的に参加する必要があります。

また、2年に1回の指導監査においては、適正な指導を行うため、幅広い知識や経験が必要です。

地域の相談機関との取組は、地域の社会資源等の有無により、対応が困難な事例もあることから、個別事例の積み上げにより、地域課題を把握し、改善に向けた取組を検討することが重要です。